

読替え後の「大阪外国語大学外国語学部教授会規程」

平成 16 年 4 月 1 日

全 部 改 正

最近読替改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

第 1 条 この規程は、読替え後の大阪外国語大学学則第 4 条第 6 項の規定に基づき、大阪大学に置かれる旧大阪外国語大学外国語学部（以下「旧外国語学部」という。）の課程（以下「旧課程」という。）の教授会（以下「旧外国語学部教授会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 旧外国語学部教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 旧外国語学部の教育課程の編成及び授業計画の策定に関する事項
- (2) 旧外国語学部の学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 旧外国語学部の学生の賞罰に関する事項
- (4) 旧外国語学部の学生指導に関する事項
- (5) 旧外国語学部の教員（非常勤講師に限る。）の採用に係る資格審査に関する事項
- (6) 旧外国語学部教授会が設置する組織に関する事項
- (7) その他旧外国語学部、情報処理センター及び保健管理センターの教育及び研究に関する重要事項

(組織)

第 3 条 旧外国語学部教授会は、旧課程の学生が在学しなくなる日までの間、旧課程の教育課程の履修その他当該学生の教育に関して審議するため、平成 19 年 9 月 30 日現在における旧外国語学部教授会の構成員であった者（当該者が異動した場合の後任者を含む。）をもって組織する。

(議長及び副議長)

第 4 条 旧外国語学部教授会に議長を置き、大阪大学外国語学部長をもって充てる。

2 旧外国語学部教授会に副議長 2 人を置き、構成員のうちから議長が指名する者をもって充てる。

3 議長は、旧外国語学部教授会を主宰する。

4 議長は、あらかじめ副議長のうちから、議長に事故があるときにその職務を代理する者を定めておかなければならない。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
(議事)

第 5 条 旧外国語学部教授会は、その構成員（次の各号に掲げる者を除く。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(1) 海外渡航（私事渡航を除く。）中の者

(2) 休職中の者

(3) 病気療養中の者

(4) 特別休暇（出産前後の休暇に限る。）中の者

(5) 育児休業（部分休業を除く。）中の者

2 旧外国語学部教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第 6 条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を旧外国語学部教授会に出席させ、その意見を聴くことができる。

第 7 条 削除

(常置委員会)

第 8 条 旧外国語学部教授会に、その審議事項に関する専門の事項を調査審議させるため、次に掲げる委員会（以下「常置委員会」という。）を置く。

(1) 旧外国語学部総務委員会

(2) 削除

(3) 旧外国語学部学務委員会

2 常置委員会は、その調査審議の結果を旧外国語学部教授会に報告するものとする。

3 前項に定めるもののほか、常置委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 条及び第 10 条 削除

(庶務)

第 11 条 旧外国語学部教授会の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部 箕面事務室において総括し、及び処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、旧外国語学部教授会の運営に関し必要な事項は、議長が旧外国語学部教授会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。